

富士吉田市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士吉田市広告事業実施要綱及び富士吉田市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に基づき、富士吉田市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の掲載位置等)

第2条 市ホームページに掲載する広告の掲載位置等は、次に定めるところによる。

- (1) 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページ内の市が指定する位置とする。
- (2) 広告の枠数は、1枠とする。
- (3) 広告主は、1カ月に最大3事業所（個人）までとし、1カ月に複数の広告がある場合は同枠内にランダムに表示されることとする。
- (4) 広告の掲載期間は、1カ月を基準とし最長3カ月まで継続して掲載することができることとする。また、掲載時間は月の初日の午前0時から月末の午後12時までとする。
- (5) 広告の種類は、バナー広告とする。
- (6) 広告の規格は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載料)

第3条 広告の掲載料は、別表第2のとおりとする。

(広告掲載料の減額)

第4条 広告主または広告内容が一定の条件を満たしている場合は、掲載料を減額することができる。減額条件及び掲載料に対する減額率は、別表第3のとおりとする。

2 使用料の計算により円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(広告の禁止表現)

第5条 広告の禁止表現は、次に掲げるものとする。

- (1) 「閉じる」「キャンセル」「ラジオボタン」等を用い、閲覧者の意思に反した動きをするなど、閲覧者に誤解を与えるもの
- (2) 画像が高速で点滅、振動、反転するなど閲覧者に不快感を与えるもの
- (3) 入力できるように見えるが実際は入力することができないテキストボックスなど機能しないが画像等が含まれているもの
- (4) その他市ホームページに掲載する広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告主の募集)

第6条 広告主は、市ホームページ等を通じて公募する。

(広告掲載の申込み)

第7条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者は、第1号様式により、掲載を希望する日の20日前までに、市に申請するものとする。

(広告主の決定)

第8条 市は前条の規定による申請を受理したときは、掲載基準に基づき審査を行い、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の申込みが予定の広告数を超えるときは、次の順位により決定する。ただし、これにより難しい場合は、公開抽選を実施し広告主を決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの

- (2) 市内に本店を有する事業所
 - (3) 市内に営業所、店舗等を有する事業所
 - (4) 前3号に掲げる以外のもの
- 3 市は、前2項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、第2号様式により、速やかに当該申請者に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた広告主は、第3号様式により広告掲載受諾書を提出するものとする。

(広告原稿の作成)

第9条 広告原稿は原則として広告主が用意するものとする。

- 2 広告主は、広告を掲載する日の10日前までに、市の指定する方法により広告原稿を市に提出するものとする。

(掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告を掲載する日の10日前までに、広告掲載料を市の指定する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。
- 3 広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を還付する。

(広告掲載決定の取り消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、第8条による広告掲載決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 広告主が第10条に規定する期限までに広告掲載料を納付しないとき
 - (2) 広告主が掲載基準第4に定める修正・削除依頼に応じないとき
 - (3) その他広告の掲載に支障が生じたとき
- 2 前項の規定により、広告掲載決定を取り消したときは、第4号様式により、当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(免責事項)

第13条 広告主は、サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、改良等のための停止により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料の返還、損害の賠償等を請求しないものとする。

(協議)

第14条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は平成20年12月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

規格	
大きさ	縦182×横182ピクセル
ファイル形式	Flash、Jpeg、Gif
データ容量	100KB以下

別表第2 (第3条関係)

掲載月	掲載料 (円/月)
1～6月、9～12月	20,000
7・8月	30,000

別表第3-1 (第4条関係)

減額条件	掲載料に対する減額率
広告主が市内に本店を有し、広告する事業内容が企業活動である場合	20%

別表第3-2 (第4条関係)

減額条件	掲載料に対する減額率
広告主が3カ月継続して広告を掲載する場合(申請時に確定している場合に限る。ただし、掲載内容は1カ月毎に変更可能とする。)	50% (3カ月目の掲載料のみが対象)

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

富士吉田市長 殿

所在地

名称

代表者名

印

富士吉田市ホームページ広告掲載申請書

富士吉田市ホームページ広告掲載要領第7条の規定により、次のとおり申請します。

1. 掲載広告

掲載希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (力月間)
リンク先 URL	http://
広告内容	(広告の内容案を記載、または、添付してください。)

2. 連絡先

- (1) 担当者氏名 _____
- (2) 電話 _____
- (3) FAX _____
- (4) E-mail _____

第2号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

殿

富士吉田市長 印

富士吉田市ホームページ広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申請のありました、富士吉田市ホームページへの広告掲載について、富士吉田市ホームページ広告掲載要領の規定により、下記のとおり決定しましたので通知いたします。なお、広告掲載料は、同封の納入通知書により指定の金融機関にて納入期限までにお支払ください。

1. 掲載する

貴社の広告を掲載することに決定しましたので、次により手続きをお願いします。

広告内容	
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで (カ月間)
広告掲載料	金 円
掲載料納入期限	年 月 日まで

※別添「**広告掲載受諾書**」に必要事項を記入し、提出してください。

2. 掲載しない

(理由)

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

富士吉田市長 殿

所在地

名称

代表者名

印

富士吉田市ホームページ広告掲載受諾書

富士吉田市ホームページ広告掲載要領及び富士吉田市ホームページ広告掲載可否通知書に基づき、富士吉田市ホームページへの広告掲載にあたり、以下の内容について受諾します。

1. 広告の掲載期間等

①掲載期間 年 月 日～ 年 月 日

②広告の掲載位置 市が指定した位置とする

2. 掲載する広告の内容

別添広告原稿案のとおり

3. 掲載料の納入

年 月 日までに、納入通知書により 円を支払います。

4. その他

富士吉田市広告事業実施要綱、富士吉田市広告事業掲載基準及び富士吉田市ホームページ広告掲載要領を遵守します。

第4号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

殿

富士吉田市長 印

富士吉田市ホームページ広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定した富士吉田市ホームページ広告掲載については、次の理由により取り消しましたので通知いたします。

（取り消しの理由）